

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県借上公共賃貸住宅条例		
条 例 番 号	平成 5 年神奈川県条例第 1 号	法 規 集	第 12 編第 9 章第 10 節
所 管 部 局 室 課	県土整備部住宅課		
条 例 の 概 要	県借上公共賃貸住宅の設置及び運営に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	標記借上公共賃貸住宅の設置及び運営に際し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	現行条例に規定される入居者資格要件（注1）が、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に定める入居者資格要件（注2）に比して厳格なことから、借上公共賃貸住宅の機能が有効的に発揮されていない状況である。	（注1）神奈川県借上公共賃貸住宅条例第5条（2）、（3） （注2）特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下、「特優賃法」と省略）第3条第4号
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	入居者資格要件が厳格なことから、空き家が長期化する場合があります、施設が効率的に運用されているとは言えない状況になっている。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	優良な賃貸住宅を供給することにより県民の居住水準の向上及び生活の安定を図り、もって良好な地域形成に資するものであり、県の住生活基本計画の基本方向「良質な住宅ストックの形成と有効活用」にも合致している。 また、指定管理者制度を導入しており、「行政システム改革基本方針」及び「神奈川県民間活力活用指針」の考え方にも合致している。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	直接、法令に抵触する内容ではないが、入居者資格が特優賃法よりも厳しい内容となっており、整合を取る必要がある。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。 <u>改正・廃止を検討する。</u>	理 由	特 記 事 項
		入居者資格要件について、特優賃法で規定する要件と整合を図り、入居をより促進するために改正を検討する。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	(有) 無